

平成 29 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 制度の活用状況

(1) 本制度を活用した市町

- 第4期対策（H27～31）の中間年となる平成29年度は、10市町、1,705haで取り組みられました。
（10市町…大津市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、愛荘町、多賀町、米原市、長浜市、高島市）

(2) 協定の締結状況

- 協定には集落協定と個別協定があり、平成29年度は148協定（H28は149協定）でした。
- 集落協定は10市町146協定（H28は10市町147協定）、参加農家数は3,582人（H28は3,566人）でした。新たに取組を始めた集落が1つあり、また、3集落が協定を統合されました。このため、集落協定の合計数は1つ減少しましたが、参加農家数は16人増加しました。
- 個別協定は2市で2協定（H28は2市2協定）でした。

(3) 協定農用地の総面積

- 10市町における対象面積2,383ha（H28は2,373ha）の約72%にあたる1,705haで協定が締結されました（H28は1,691ha、約71%）。
- 平成29年度から取組を始めた集落が1つあり、協定締結面積は14ha増加しました。

(4) 対象行為と選択的必須要件の取組

- 148協定のうち、通常単価（※1）で取り組んだ協定は124協定（H28は122協定）、基礎単価（※2）で取り組んだ協定は24協定（H28は27協定）でした。

※1 通常単価・・・耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動等を継続するための活動に加えて、地域の实情に即した体制整備のための前向きな活動（機械・農作業の共同化や、多様な担い手の確保など）に取り組んだ場合に交付される単価

※2 基礎単価・・・耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動等を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、通常単価の8割の額

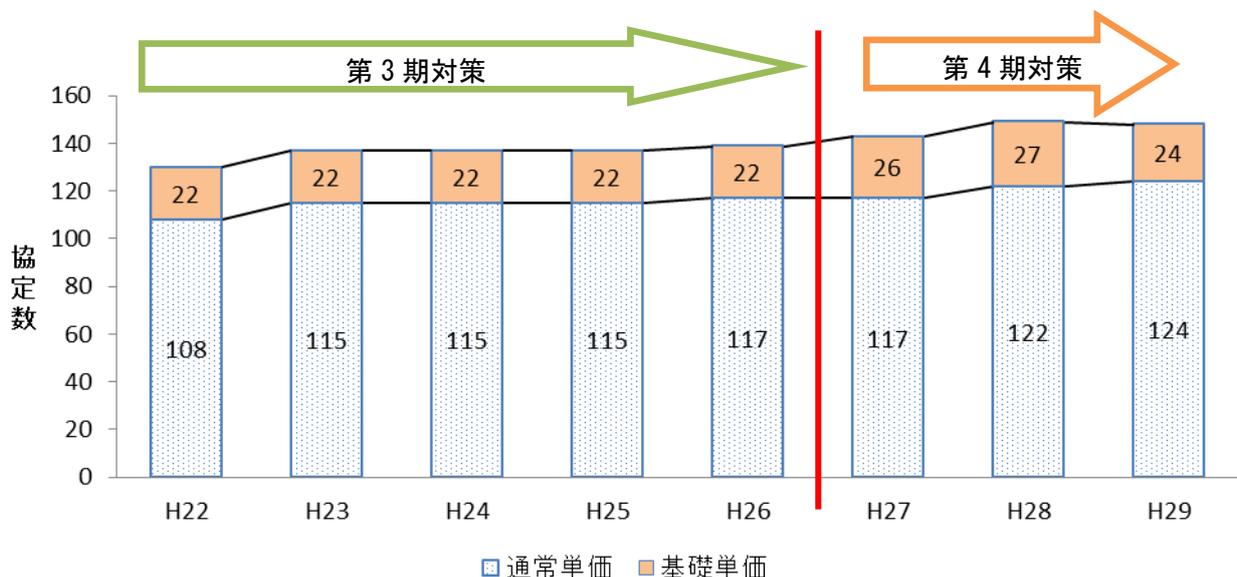


図1-1 協定数の推移

表 1 平成 29 年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等

市町名	対象面積 (ha)	協定面積 (ha)	協定数 ¹⁾				集落協定参加農家数 ²⁾ (人)
			基礎単価				
			通常(10割)		基礎(8割)		
大津市	(593)	(454)	(24)	(18)	(6)	(1,152)	
	593	453	24	18	6	1,155	
栗東市	(52)	(39)	(6)	(6)		(90)	
	52	39	6	6		90	
甲賀市	(688)	(435)	(53)	(48)	(5)	(899)	
	688	435	53	48	5	899	
湖南市	(7)	(7)	(1) ([1])	(1) ([1])		-	
	7	7	1 [1]	1 [1]		-	
東近江市	(127)	(124)	(12)	(11)	(1)	(351)	
	124	124	12	11	1	351	
愛荘町	(47)	(47)	(3)	(0)	(3)	(67)	
	60	60	4	1	3	73	
多賀町	(31)	(25)	(3)	(2)	(1)	(67)	
	31	25	3	2	1	67	
米原市	(265)	(204)	(13)	(12)	(1)	(289)	
	265	202	13	12	1	289	
長浜市	(318)	(233)	(23)	(22)	(1)	(512)	
	318	234	23	22	1	512	
高島市	(245)	(124)	(11) ([1])	(2)	(9) ([1])	(139)	
	245	126	9 [1]	3	6 [1]	146	
滋賀県計 ³⁾	(2,373)	(1,691)	(149) ([2])	(122) ([1])	(27) ([1])	(3,566)	
	2,383	1,705	148 [2]	124 [1]	24 [1]	3,582	

注 1) 湖南市、高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数

注 2) 個別協定は人数に含めず

注 3) 各項目の上段の()は平成 28 年度のの数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの(以下、同様)。

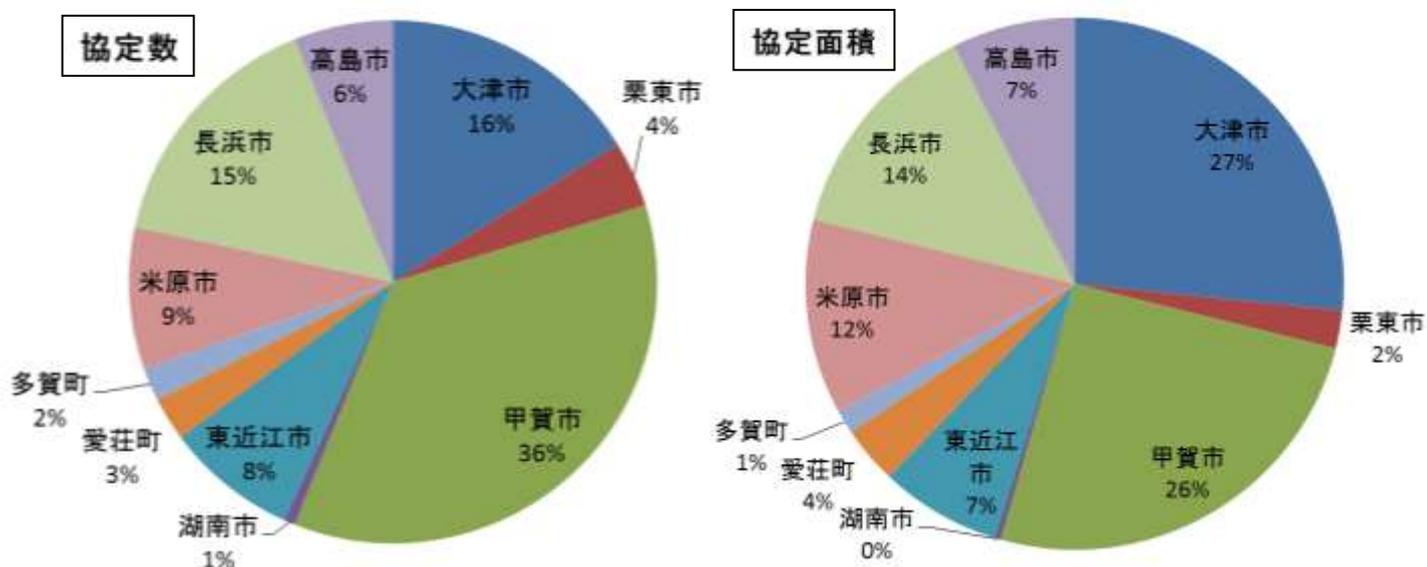


図 1 - 2 各市町の協定数、協定面積割合

2. 協定農用地の面積、地域区分、地目

- ・ 協定農用地の総面積 1,705ha のうち、法指定地域の総面積は 770ha (H28 は 771ha)、特認地域の総面積は 936ha (H28 は 921ha) でした。
- ・ 地目別では、田が 1657ha (97%)、畑が 48ha (3%) でした。
- ・ 傾斜別では、急傾斜が 1055ha (62%)、緩傾斜が 649ha (38%) でした。

表 2-1 平成 29 年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 ⁴⁾			うち、特認地域 ⁵⁾		
		田	畑		田	畑		田	畑
大津市	453	453		56	56		398	398	
栗東市	39	39					39	39	
甲賀市	435	387	48	217	168	48	218	218	
湖南市	7	7					7	7	
東近江市	124	124		64	64		60	60	
愛荘町	60	60					60	60	
多賀町	25	25		25	25				
米原市	202	202		202	202				
長浜市	234	234		156	156		78	78	
高島市	126	126		51	51		75	75	
滋賀県計 ³⁾	(1,691)	(1,643)	(48)	(771)	(723)	(48)	(921)	(921)	
	1,705	1,657	48	770	722	48	935	935	

注 4) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」のいずれかに指定された地域

注 5) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

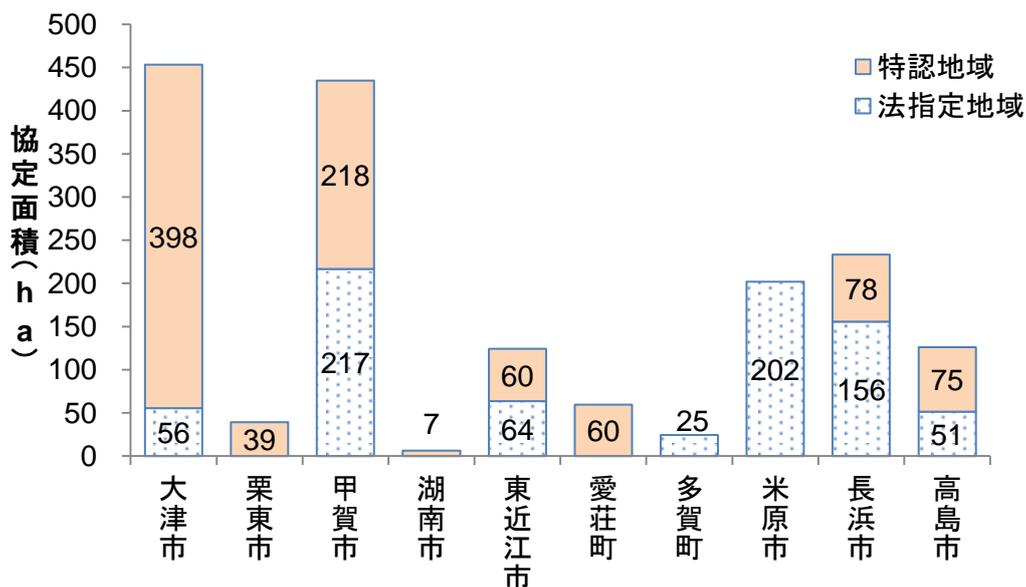


図 2-1 各市町の協定面積 (地域別)

表2-2 平成29年度における傾斜別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)		うち、田			うち、畑		
		急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜
大津市	453	453		453	453			
栗東市	39	39		39	39			
甲賀市	435	164	271	387	116	271	48	48
湖南市	7	7		7	7			
東近江市	124	124		124	124			
愛荘町	60	3	56	60	3	56		
多賀町	25		25	25		25		
米原市	202	110	93	202	110	93		
長浜市	234	67	166	234	67	166		
高島市	126	88	38	126	88	38		
滋賀県計	1,705	1,055	649	1,657	1,007	649	48	48

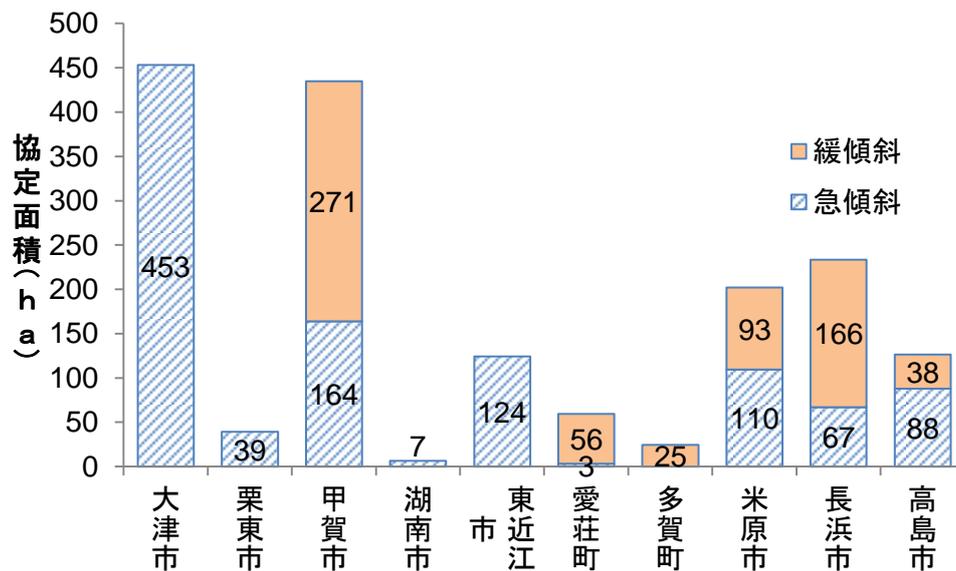


図2-2 各市町の協定面積（傾斜別）

3. 交付金額・使途状況

(1) 交付金額

総交付金額は259,882千円で、協定面積の増加により前年度から1,193千円の増額となりました。

(2) 交付金の使途

- ・ 交付金のうち、約64%が共同取組活動（農道・水路管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費等）に充てられ、約36%が個人に配分（※3）されました。前年度と比較し、共同取組活動への配分割合が高くなりました。
- ・ 共同取組活動の使途では、52%が「積立等」に充てられ、次いで16%が「道・水路管理費」に充てられました。
- ・ 積立等の内訳では、「道・水路、農地整備」「災害」で約70%を占めました。
- ・ 交付金のすべてを共同活動に充てた協定は53協定（H28は40）と、個人配分を行った集落が減少しました。

※3 個人配分・・・農地の地形等の農業生産条件の不利を補正する支援を行うため、個人による農業生産活動に係る支出に対し補填する経費。概ね1/2以上を個人配分に充てることとされているが、配分については協定参加者の話し合いにより決定される。

表3-1 交付金額の使途

市町名	交付額（千円）	割合（%）			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	91,682	50,252	41,430	55	45
栗東市	8,431	1,523	6,909	18	82
甲賀市	50,458	34,327	16,131	68	32
湖南市	1,366	-	1,366	-	100
東近江市	25,775	21,389	4,385	83	17
愛荘町	4,373	4,373	-	100	-
多賀町	1,805	947	858	52	48
米原市	30,632	17,617	13,015	58	42
長浜市	27,308	22,497	4,811	82	18
高島市	18,052	12,658	5,393	70	30
滋賀県計	(258,689)	(160,806)	(97,884)	(62)	(38)
	259,882	165,583	94,298	64	36

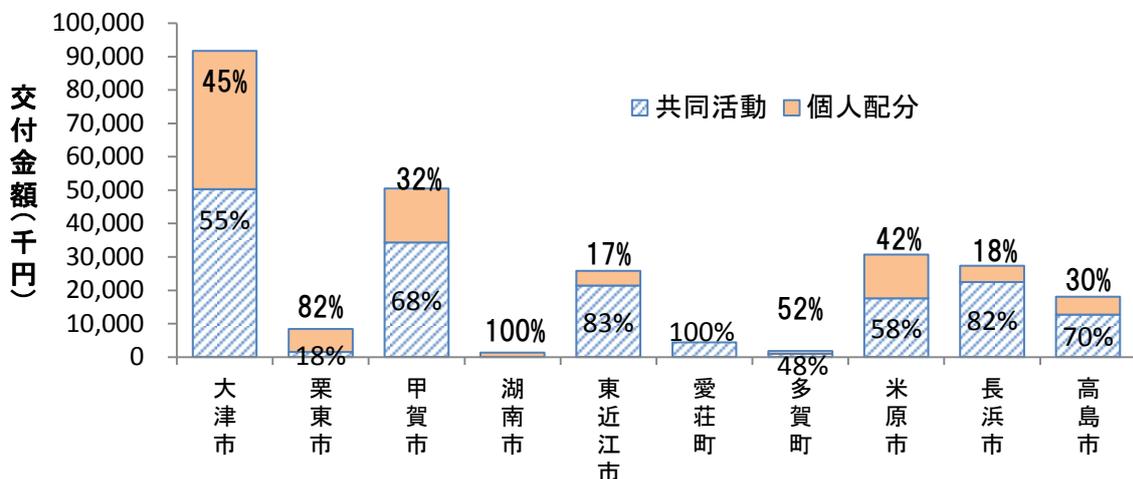


図3-1 各市町における交付金の使途

表 3-2 共同取組活動費の使途

(単位：千円)

市町名	共同取組活動充当総額	(H29)共同取組活動充当額	前年度末積立等総額 ^①	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
大津市	120,235	50,252	69,983	2,938	520	19,772	7,206	5,720	598	11,448	2,014	0	0	77	73	1,664	68,204
栗東市	1,523	3	0	230	0	155	75	200	0	0	0	0	0	0	150	53	660
甲賀市	43,754	34,327	9,427	1,225	16	6,765	7,319	4,716	2,371	0	0	400	0	78	0	2,941	17,924
東近江市	54,847	21,389	33,458	296	0	4,293	1,691	873	3,566	0	0	0	0	0	0	0	44,128
愛荘町	6,160	4,373	1,787	150	92	0	200	3,503	0	0	0	0	0	0	0	0	2,215
多賀町	1,091	947	144	260	0	0	0	417	0	0	0	0	0	0	0	150	264
米原市	34,717	17,617	17,100	1,059	0	10,453	357	891	9,942	0	0	0	0	0	1,145	0	10,870
長浜市	22,497	22,497	0	891	0	3,040	1,648	5,089	3,607	0	114	0	0	31	0	337	7,740
高島市	15,259	12,658	2,600	486	10	4,556	2,219	1,141	1,000	0	105	30	20	0	309	874	4,509
滋賀県計	(175,774)	(160,805)	(-)	(8,040)	(1,281)	(51,945)	(27,332)	(22,746)	(11,674)	(2,901)	(2,208)	(950)	(-)	(211)	(585)	(8,052)	(37,848)
	300,082	164,063	134,499	7,536	638	49,033	20,715	22,550	21,083	11,448	2,233	430	20	186	1,677	6,019	156,513
(共同活動費に占める割合)				(5%) 3%	(1%) 0%	(30%) 16%	(16%) 7%	(13%) 8%	(7%) 7%	(2%) 4%	(1%) 1%	(1%) 0%	(0%) 0%	(0%) 0%	(0%) 1%	(5%) 2%	(22%) 52%

注 6) 平成 29 年度から新設された項目

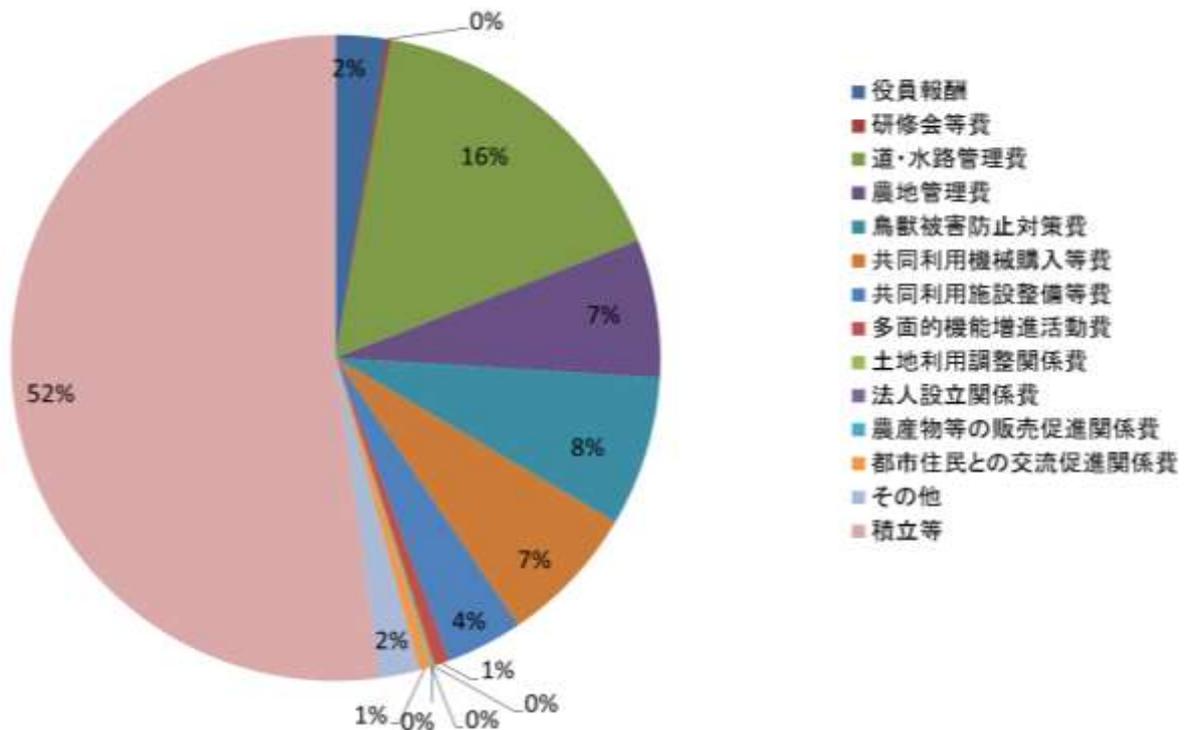


図 3-2 共同取組活動費の使途内訳

4. 集落協定における体制整備に向けた取組状況

- ・ 集落協定 146 のうち、123 協定(84%)で体制整備のための前向きな活動（※4）に取り組まれました。
- ・ 体制整備のための前向きな活動に取り組んだ 123 協定のうち、121 協定がC要件の取組でした。

※4：体制整備のための前向きな活動は以下のとおり。3要件から1つを選択することになっている。

- ・ 農業生産性の向上(A要件)：機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等
- ・ 女性若者等の参画を得た取組(B要件)：新規就農者の確保や農産物等の加工販売等
- ・ 集団的かつ持続可能な体制整備(C要件)：協定参加者が活動等に継続が困難となった場合に備え、農地を引受けて管理する者を協定で定める

表4 体制整備に向けた取組状況

市町名	集落協定数	通常単価			
		取組協定数	A要件	B要件	C要件
大津市	24	18	-	1	17
栗東市	6	6	-	1	5
甲賀市	53	48	-	-	48
東近江市	12	11	-	-	11
愛荘町	4	1	-	-	1
多賀町	3	2	-	-	2
米原市	13	12	-	-	12
長浜市	23	22	-	-	22
高島市	8	3	-	-	3
滋賀県計	146	123	-	2	121

注) 個別協定 2 (湖南市 1、高島市 1) は含めず。

5. 個別協定の取組状況

湖南省と高島市の2地域で個別協定に取り組みました。

表5 個別協定の状況

協定締結者	農業生産法人	認定農業者
交付単価	通常（10割）	基礎（8割）
協定締結面積（ha）	6.5	8.5
うち、利用権設定等	6.5	8.2
うち、自作地面積	-	0.3
取組	・農業生産活動を5年間以上継続	・農業生産活動を5年間以上継続 ・耕作放棄の防止活動（賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理、柵、ネット等の設置） ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の下草刈り

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

6. 加算措置の取組状況

- ・ 県内における加算措置の取組は、超急傾斜農地保全管理加算のみであり、平成29年度は9協定、464,333m²で取り組み、2,786千円の加算を受けられました。
- ・ 前年度より取組面積が725m²増加しました。

表6 加算措置の取組状況

加算措置の内容	協定数	面積（m ² ）	加算金額（円）	該当市町名
集落連携・機能維持加算	-	-	-	
集落協定の広域化支援 ¹⁾	-	-	-	
小規模・高齢化集落支援 ²⁾	-	-	-	
超急傾斜農地保全管理支援 ³⁾	(〃) 9	(463,608) 464,333	(2,781,648) 2,785,998	(〃) 大津市3、栗東市1、甲賀市1、米原市3、高島市1

注1) 集落協定の広域化加算：複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算(3,000円/10a)

注2) 小規模・高齢化集落支援：取り組み集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算(田：4,500円/10a、畑：1,800円/10a)

注3) 超急傾斜農地保全管理支援：超急傾斜地(田：1/10以上、畑：20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算(6,000円/10a)

7. 集落戦略（※5）の作成状況

- ・ 集落協定 146 のうち、集落戦略を作成したのは、13 協定でした。（H28 は 10 協定）
- ・ 新たに 3 協定（愛荘町 1、高島市 2）が集落戦略を作成しました。

※5：集落戦略とは、地域の将来や地域の農地の将来像について話し合い、それをとりまとめたもの。

平成 29 年度末までに集落戦略を作成した場合、合計 15ha 以上の集落協定等において、農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還がすべての協定農地から耕作放棄された農地の上に緩和された。

表7 集落戦略作成状況

市町	集落協定数		集落戦略作成済協定数
		うち、15ha 以上の協定	
大津市	24	11	3
栗東市	6	0	0
甲賀市	53	6	0
東近江市	12	2	0
愛荘町	4	2	1
多賀町	3	0	0
米原市	13	7	6
長浜市	23	3	1
高島市	8	4	2
計	146	35	13

注)個別協定含めず

(平成 30 年 3 月末時点)